

～介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）～

介護保険制度の改正により、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が創設され、本市では平成 29 年 4 月から実施しています。

総合事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの一環として、地域全体で高齢者の生活を支えるとともに、高齢者自らが能力を最大限に発揮して、その人らしい暮らしをつくっていく仕組みです。

（１）事業の構成

介護予防・生活支援サービス事業 【対象者】要支援 1・2、事業対象者※1 等	一般介護予防事業 【対象者】65 歳以上の人
◎訪問介護相当サービス（指定相当） ◎訪問型サービス（基準緩和） ◎訪問型サービス（シルバー人材センター） ◎通所介護相当サービス（指定相当） ◎通所型サービス（街かどデイハウス） ◎通所型サービス（短期集中） ・短期集中トレーニング PLUS 教室	◎自主活動支援 ・河内音頭健康体操 ・ノルディックウォーキング ・わかわかごぼうトレーニング ◎介護予防教室 ・わかわかごぼうトレーニング教室 ・みんなの認知症予防教室 ◎介護予防体力測定会

※ 事業対象者とは、要支援相当の人で基本チェックリストにより事業の対象者となった人。
利用できるサービスが限られます。

（２）訪問型サービス（シルバー人材センター）

シルバー人材センター会員が、自宅での調理・掃除・洗濯等の生活援助サービスを行います。買い物、薬の受け取り、身体介護（食事介助や入浴介助等）は行いません。

■利用料：1 回あたり 200 円（1 時間まで。週 2 回を限度とする。）

（３）通所型サービス（街かどデイハウス）

地域の身近な施設等で、住民参加型の非営利団体等による健康チェック、介護予防活動、趣味活動などに日帰りで参加できます。

■利用料：各施設が定める利用料。その他食事代、おやつ代など。

上記についてご質問がありましたらお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 八尾市高齢介護課地域支援室

電話：072-924-3837 FAX：072-924-3981